発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年７月30日
【発行者の名称】	エム・デー・ビー株式会社（M.D.B Corporation）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　下茂　奉文
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
【電話番号】	03-5467-7740（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　倉田　乾一
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　矢田　耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200（代表）
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	エム・デー・ビー株式会社 https://www.mdb.co.jp 株式会社　東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部【企業情報】第３【事業の状況】４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第32期	第33期	第34期
決算年月		2022年４月	2023年４月	2024年４月
売上高	（千円）	2,051,225	1,916,655	1,966,359
経常利益	（千円）	122,627	118,703	74,646
当期純利益	（千円）	96,389	61,480	56,079
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－
資本金	（千円）	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数	（株）	500	500	1,000,000
純資産額	（千円）	245,311	306,884	366,476
総資産額	（千円）	818,751	818,805	909,491
１株当たり純資産額	（円）	245.31	306.88	366.47
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益	（円）	96.39	61.48	56.07
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（％）	30.0	37.5	40.3
自己資本利益率	（％）	48.0	22.3	16.7
株価収益率	（倍）	－	－	8.9
配当性向	（％）	－	－	－
営業活動による キャッシュ・フロー	（千円）	74,138	82,167	3,148
投資活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△19,328	△5,027	△10
財務活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△72,485	△49,236	53,306
現金及び現金同等物 の期末残高	（千円）	355,688	383,593	440,037
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	168（17）	169（15）	178(16)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。
３．株価収益率について、第32期及び第33期は、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
４．１株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
５．第34期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、第33期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づき永和監査法人の監査を受けておりますが、第32期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
６．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
７．2023年９月30日付で普通株式１株につき2,000株の株式分割を行いましたが、第32期の期首に当該株式分割が

行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

８．持分法を適用した場合の投資利益については、重要性の乏しい非連結子会社のみのため、記載しておりません。

２ 【沿革】

(1) 当社の創業の経緯

当社代表取締役社長の下茂奉文が「社会のコンピューターシステム化及びネットワーク化に寄与したい」という想いを具現化するために、1991年３月に当社を設立いたしました。

(2) 事業の変遷と主な沿革

設立当初は、特定業種・企業からの業務受託のみを行っておりました。

その後、着実に業務実績とノウハウを積み重ねるとともに、顧客範囲の拡大と事業領域の拡大に取り組んでまいりました。この結果、情報通信会社以外にも金融機関・小売業・財団法人・商社など、幅広い顧客層を獲得することができました。そして、人員を増強し、小規模から大規模までのシステム開発業務を提供できる体制を構築いたしました。

また、神奈川県横浜市・静岡県静岡市・愛知県名古屋市に拠点を設け、各エリアの顧客ニーズに対応した業務を提供し、首都圏だけではなく東海エリアでも多様な業務を提供できる体制を構築いたしました。

さらに、福島県での新規事業及び雇用創出のために、福島県双葉郡に「ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ」を設け、福島県及び震災地域復興へ貢献するとともに、デジタルデータ処理・分析業務など全国から受注・提供できる体制を構築いたしました。

当社の設立以降、現在までの主な沿革は、次のとおりです。

年月	概要
1991年３月	会社設立
2003年12月	本社を東京都新宿区へ移転
2006年12月	プライバシーマーク認定
2007年１月	静岡県静岡市に「静岡センター」を設立
2007年７月	資本金を25,000千円に増資
2007年８月	愛知県名古屋市に「名古屋センター」を設立
2009年４月	大手生命保険会社の保険証券管理システム開発業務を提供
	大手小売会社の流通系インフラシステム構築業務を提供
	大手通信会社の施設管理システム開発業務を提供
2010年５月	ISO27001（ISMS認証）を取得
2010年11月	本社を東京都板橋区へ移転
2011年４月	財団法人の台帳・帳簿登録閲覧システム開発業務を提供
	金融機関向け業務系サーバー・インフラシステム構築業務を提供
	情報通信会社のシンクライアント設計・構築業務を提供
2013年４月	金融機関向け業務アプリケーション設計・開発業務を提供
	財団法人の高速画像検索システムの開発業務を提供
	商社の社内サーバーリプレース業務を提供
2014年２月	本社を東京都渋谷区へ移転
2014年８月	福島県双葉郡に「ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ」を設立
2015年４月	官公庁向けの地図情報整備業務を提供
2017年４月	ドローン搭載用システム研究開発業務を開始
2017年10月	神奈川県横浜市に「横浜リサーチセンター」を設立
2018年６月	eラーニングシステムサービス提供を開始
2021年８月	MDBプランニング株式会社を取得
2021年12月	MDB Corporation Ltdを取得
2023年11月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market　上場

３ 【事業の内容】

当社は、「常に一歩進んだシステムを提案、構築する人材集団を目指す」をスローガンに、主に大手電機機器メーカーや大手情報通信企業から業務を受託しサービスを提供する情報ソリューション事業を営んでおります。

情報ソリューション事業はSIサービス及びデジタルコンテンツサービスから構成されております。

なお、当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えて、サービス区分別に記載しております。また、非連結子会社のMDBプランニング株式会社及びMDB Corporation Ltdは重要性が低いことから記載しておりません。

サービス区分	主な事業内容	主な拠点
(1)SIサービス	システム設計・開発・導入支援、保守業務	本社 開発・教育センター 横浜リサーチセンター 静岡センター 名古屋センター
	Web作成、各種デザイン、保守業務	
	サーバーの設計、構築、保守業務	
(2)デジタルコンテンツサービス	画像解析サービス	ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ
	地図作成サービス	
	各種コンテンツ請負業務	

(1) SIサービス

クライアントのシステム・Web・サーバー構築のニーズに応じて、設計・開発・導入・運用支援を行っております。具体的には、クライアントに対して、設計・開発の受託及び技術者派遣等を行うソリューションサービスを提供し、また、それらが導入された後も各種保守業務を提供し、幅広くクライアントニーズに対応したサービスを提供しております。

また、全国に複数拠点（渋谷区、板橋区、横浜市、静岡市、名古屋市）に設け、首都圏から東海・名古屋地域まで、幅広いエリアで顧客ニーズに対応できるように展開しております。

(2) デジタルコンテンツサービス

福島県での新規事業及び雇用創出のために、福島県双葉郡に「ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ」を設け、福島県及び震災地域復興へ貢献するとともに、全国のクライアントからのデジタルデータ処理・分析・入力・コンテンツ作成業務を受注し提供しております。

(3) その他

主に飲食店舗等を営んでおります。

（事業の系統図）

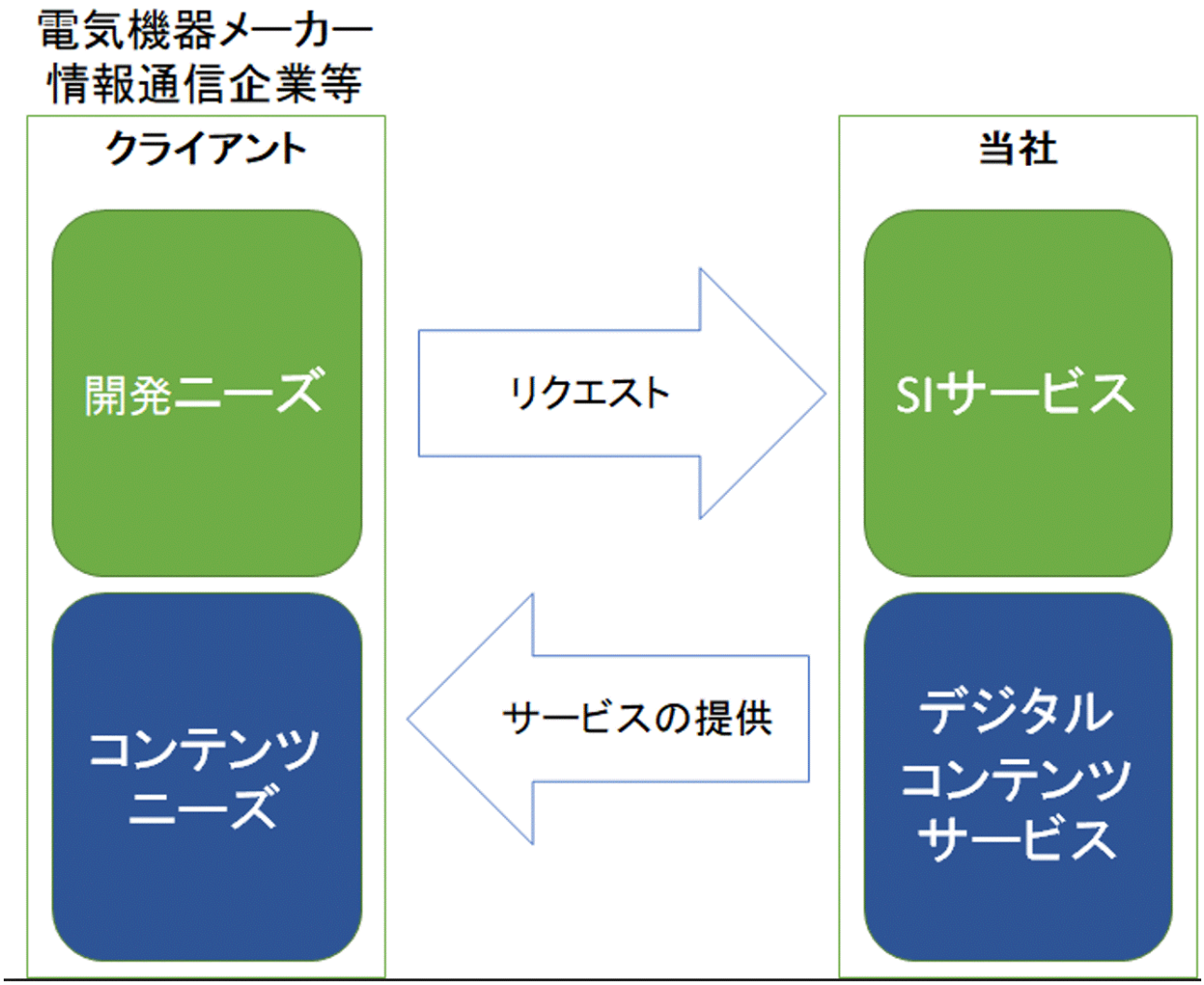

クライアント				エム・デー・ビー株式会社	
ニーズ		地域		サービス	主な拠点
開発	システム開発 メンテナンス Web作成 サーバー構築等	東京	⇔	SI サービス	本社
					開発・教育センター
		神奈川	⇔		横浜リサーチセンター
		東海	⇔		静岡センター
					名古屋センター
コンテンツ	データ解析・処理 コンテンツ作成 各種研究受託	全国	⇔	デジタルコンテンツ サービス	ふくしまデジタル・ コンテンツ・センタ

４　【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５　【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年４月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
178(16)	38.8	9.75	4,862

事業部門の名称	従業員数（人）
ＳＩサービス	145(13)
デジタルコンテンツサービス	11(１)
全社（共通、その他）	22(２)
合計	178(16)

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えて、事業部門別の従業員数を記載しております。
４．全社（共通、その他）として記載されている従業員数は、営業部門、本社管理部門等に所属しているものです。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウィルスの感染防止策等によって経済活動の一部制約が生じていたものの、経済支援等の政策によって、緩やかな回復で推移しました。また、当環境下において、経済活動の合理化を推進する取り組みが引き続き活発化しており、国内のIT人材の需要は高い状態が継続しております。

このような状況の中、当社は教育・採用活動を通じた成長原資である人材の育成と確保に努めるとともに、既存顧客とのリレーション強化に努めてまいりましたが、旺盛な需要に対して社内外のリソースが一部不足する状態が発生しておりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,966,359千円（前年同期比2.6％増）、営業利益70,971千円（同38.7％減）、経常利益74,646千円（同37.1％減）、当期純利益は56,079千円（同8.8％減）となりました。

また当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は440,037千円（前期末比56,444千円増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローの収入は3,148千円（前事業年度は82,167千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益79,328千円によるもののほか、売掛金の増加額17,103千円及び法人税等の支払額49,103千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローの支出は10千円（前事業年度は5,027千円の支出）となりました。これは主に、余裕資金の長期運用のために、定期預金の預入による支出が3,600千円、遊休不動産の処分により有形固定資産の売却による収入が7,756千円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローの収入は53,306千円（前事業年度は49,236千円の支出）となりました。これは長期借入金の借入による収入が100,000千円、長期借入金の返済による支出が46,694千円生じたことによるものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社で行う事業は、情報システム人材を通じたサービス提供が中心となっております。当該事業ではその形態から受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

サービス区分	当事業年度 （自　2023年５月１日　至　2024年４月30日）	
	販売高	
	金額（千円）	前年同期比（%）
SIサービス	1,919,088	3.8
デジタルコンテンツサービス	22,343	△45.9
その他	24,927	△8.9
合計	1,966,359	2.6

(注) １．最近２事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前事業年度 （自　2022年５月１日 至　2023年４月30日）		当事業年度 （自　2023年５月１日 至　2024年４月30日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
NECソリューションイノベータ株式会社	708,926	37.0	734,061	37.3
日本電気株式会社	280,923	14.7	299,622	15.2

３ 【対処すべき課題】

(1) 経営方針

当社は、顧客ニーズの変化や技術革新が速い情報サービス産業において企業活動を展開しており、「常に一歩進んだシステムを提案、構築する人材集団を目指す」という目標を定め、常に変化する経営環境に対応し、付加価値の高い情報サービスを提供できるように努めております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

情報サービス産業におきましては、総務省「令和5年　情報通信白書」に基づくと、企業のソフトウェア投資計画は継続して拡大している一方で、IT人員が不足しており、今後も人材不足の傾向が継続すると見込まれております。

このような状況下において、当社の更なる事業の拡大に向けて対処すべき課題は、次のとおりです。

① 人材の確保

サービス産業においては、情報技術の進化スピードが速く、かつ、顧客ニーズの変化及び多様化が生ずることから、これに対応するためには優秀な人材の確保・育成が重要となります。

当社では、研修制度の充実や資格獲得支援、福利厚生の充実等を通じて、優秀な人材の確保・育成に努めてまいります。

② 事業効率の向上

市場規模が拡大する一方で、人不足等によるコスト上昇要因も発生していることから、企業規模の拡大に伴う事業効率の向上が必要になります。このため、事業運営及び組織効率の向上を強化し、企業規模の拡大や事業環境の変化に対応した事業効率を構築してまいります。

③ 顧客ニーズへの対応

情報サービス産業においては、ビックデータの活用やIoT、フィンテックなどの新しい技術が開発され、顧客ニーズは絶えず変化し、かつ、多様化しております。

このような状況において、顧客とのコミュニケーションやマーケティングリサーチを通じて顧客ニーズを適切にとらえ、付加価値の高いサービスを提供できるように努めてまいります。

④ 技術の進化への対応

付加価値の高いサービスを提供するためには、新しい情報技術分野への対応力を構築することが求められます。当社では情報技術の動向調査・技術獲得につとめ、常に一歩進んだシステムを提案、構築できるよう努めてまいります。

⑤ 新規顧客・新規事業の開拓

常に進化する情報サービス産業においては、従来にはない、新しい分野における顧客や事業が発生することが見込まれます。このような市場環境において、営業人員の強化とマーケットリサーチに努め、多様化する市場に対応できるように努めてまいります。

４ 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載事項は、特に断りがない限り、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 景気変動のリスク

顧客のIT投資等は、経済状況や景気動向により影響を受ける可能性があり、日本経済が低迷・悪化した場合には、市場規模が縮小するおそれがあり、その場合には当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新によるリスク

情報サービス産業では、大幅な技術革新等の変化が生ずることがあります。当社では多様な技術動向の調査・獲得に努めておりますが、技術革新等への対応が遅れた場合、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 主要取引先への依存リスク

大手メーカー企業系、大手情報サービス企業系といった当社の主要取引先の経営方針等が大きく変更された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保と育成について

当社では、優秀な人材の採用と育成に努めておりますが、優秀な人材が確保できない場合は、顧客ニーズや技術革新に対応できず、事業展開が制約され、事業計画を達成できない可能性があります。

(5) 安全衛生管理リスク

業務等においては計画外の事象による突発的な業務増加が発生することがあります。当社では、従業員等の労働衛生を守るために適切な労務管理に努めておりますが、やむをえない要因によりこのような事象が発生した場合は、労働生産性の低下等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法改正等のリスク

労働基準法や個人情報の保護に関する法律といった当社が事業を行うにあたって重要となる法令等が、社会状況等の変化等に応じて大きな改正が行われた場合、当社の事業運営体制等を見直すことが想定され、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 採算管理について

同業他社との競争で優位に立つため、より顧客ニーズに対応した付加価値の高い業務を提供することに努めておりますが、低価格帯での価格競争が増加した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティリスク

当社は、顧客企業の企業情報や個人情報などの機密情報を取り扱う場合があります。情報保護については、プライバシーマークを取得するとともに、教育及び監査を通じた社内管理体制の適切な運営に努め、設備面でもセキュリティ対策を実施しております。しかし、何かしらの事由により機密情報等が外部に漏洩した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等の発生について

地震、津波、大規模停電などの発生の影響により、運営に必要な人員体制や機器設備が確保できない場合、顧客との契約を履行することができず、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 創業者への依存について

当社の代表取締役社長である下茂奉文氏は、当社の創業者であり、当社発行済株式総数の88.8%を保有する大株主でもあります。当社では役員等への権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経営体制を整備しておりますが、何かしらの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合は、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 配当政策

当社は財務体質の強化と成長投資の両立を図るため、これまで配当を実施しておりませんが、株主への利益配当は重要な経営課題と認識しております。

今後、将来の財務体質と内部留保の状況、当社を取り巻く事業環境等を勘案して、株主に対して利益還元を実施する所存でありますが、現時点においては配当実施の可能性及びその時期等は未定であります。

(12)J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場いたしました。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについて、2021年５月１日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後３年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。） 第２条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）規程第311条第１項第５号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規

定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④　前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。　（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤　事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる 財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥　不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧　発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨　虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩　法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪　株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫　株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬　完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭　指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮　株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点

において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、１カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

５ 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日（2024年7月30日）現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益、費用の金額に影響する見積り及び仮定が必要となる場合があります。これらは仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第６【経理の状況】１【財務諸表等】（１)財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末の財政状態につきましては、次のとおりです。

①資産の部

総資産は909,491千円（前期末比90,686千円増）となりました。

流動資産につきましては、710,095千円（同71,968千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加57,282千円及び売掛金の増加17,103千円が生じたことによるものです。

固定資産につきましては、199,396千円（同18,718千円増）となりました。これは主に、繰延税金資産の増加14,061千円が生じたことによるものです。

②負債の部

負債につきましては、負債合計は543,015千円（前期末比31,094千円増）となりました。

流動負債は315,485千円（同36,755千円減）となりました。これは主に、未払法人税等の減少9,942千円、未払消費税等の減少8,604千円、預り金の減少10,814千円が生じたことによるものです。

固定負債は227,529千円（同67,850千円増）となりました。これは主に、長期借入を行ったことにより長期借入金の増加59,537千円が生じたことによるものです。

③純資産の部

純資産につきましては、366,476千円（前期末比59,592千円増）となりました。これは、当期純利益の計上による利益剰余金の増加が56,079千円生じたことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「４【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当事業年度は設備投資等の実施はございません。

２ 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりです。

なお、当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えてサービス区分別に記載しております。

2024年４月30日現在

事業所名 （所在地）	サービス区分	設備の内容	帳簿価額					従業員数 （人）
			建物 （千円）	機械装置 （千円）	ソフトウェア （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）	
本社 ほか４拠点 （東京都渋谷区等）	SIサービス	本社設備 拠点設備	15,979	―	―	1,507	17,486	167 (14)
ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ （福島県双葉郡広野町）	デジタルコンテンツサービス	業務設備	0	―	―	0	0	11 (1)

（注）１．帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具、工具器具備品の合計です。
２．従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。
３．上記の他、他の者から賃借している設備の内容と年間賃借料は下記のとおりであります。
本社（10,484千円）、教育センター（7,806千円）、横浜リサーチセンター（5,271千円）、静岡センター（1,647千円）、名古屋センター（889千円）

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株)(2024年４月30日)	公表日現在発行数(株)(2024年7月30日現在)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	―	―

(注)１．2023年９月８日開催の取締役会決議により、2023年９月30日付で普通株式１株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は999,500株増加し、1,000,000株となっております。

２．2023年９月13日開催の臨時株主総会決議により、2023年９月13日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、1,400株増加し、2,000株となっております。また、2023年９月30日付で普通株式１株につき2,000株の株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数が3,998,000株増加し、4,000,000株になっております。

３．2023年９月13日開催の臨時株主総会により、2023年９月30日付で100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年４月30日	―	500	―	25,000	―	―
2023年９月30日(注)	999,500	1,000,000	―	25,000	―	―

(注) 2023年９月８日の取締役会決議により、2023年９月30日付で普通株式1株を2,000株とする株式分割を実施しております。これにより、発行済株式総数は999,500株増加し、1,000,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2024年４月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	―	―	1	―	―	4	5	―
所有株式数(単元)	―	―	―	1	―	―	9,999	10,000	―
所有株式数の割合(%)	―	―	―	0.01	―	―	99.99	100	―

（注）2023年９月13日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

2024年４月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
下茂　奉文	東京都板橋区	887,900	88.79
下茂　和子	東京都板橋区	52,000	5.20
浜田　遵	千葉県千葉市中央区	30,000	3.00
金子　博	東京都練馬区	30,000	3.00
株式会社フューチャーシステムズ	埼玉県戸田市上戸田５丁目25番地	100	0.01
計	―	1,000,000	100.00

（注）株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年４月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない当社株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,000,000	―	―
総株主の議決権	―	10,000	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、2024年７月29日開催の取締役会において決議されたものです。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	2024年７月29日
付与対象者の区分及び人数　（名）	当社取締役（社外取締役を除く）　２名　６個 当社従業員　170名 510個
新株予約権の数　（個）	516
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数　（株）	普通株式　51,600 （注）１
新株予約権の行使時の払込金額　（円）	（注）２
新株予約権の行使期間	自　2026年７月30日 至　2034年７月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額　（円）	①　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じた１円未満の端数は、これを切り上げる。 ②　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 ②　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③　新株予約権の行使は、行使時において当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場していることを条件とする。 ④　その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）におけるTOKYO PRO Marketの当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

①　当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額} = \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

②　当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③　当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（注）３．組織再編行為をする場合の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３ 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。

事業拡大に向けた積極的な投資や財務体質の強化等を優先し、過去において配当を実施しておりませんが、今後は内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて検討したいと考えております。内部留保資金につきましては、更なる事業の拡大に向け、事業資源への原資として有効に活用していく予定です。

当社は、中間配当及び期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当については株主総会によって決議いたします。当社は、取締役会の決議により毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

４ 【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期
決算年月	2022年４月	2023年４月	2024年４月
最高（円）	―	―	500
最低（円）	―	―	500

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

２．当社株式は、2023年11月30日から東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年11月	2023年12月	2024年１月	2024年２月	2024年３月	2024年４月
最高（円）	500	―	―	―	―	―
最低（円）	500	―	―	―	―	―

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

２．2023年12月から2024年４月について売買実績はありません。

５ 【役員の状況】

男性７名　女性－名(役員のうち女性の比率－%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	下茂　奉文	1962年４月16日	1986年４月 NECソリューションイノベータ株式会社入社 1991年３月 当社設立代表取締役就任(現任)	(注)２	(注)６	887,900
取締役	―	浅野　加津彦	1963年12月26日	1988年４月 株式会社日本ネットワーク入社 1996年８月 ティー・オー・エム株式会社入社 2007年１月 当社入社 2010年４月 当社取締役就任(現任)	(注)２	(注)６	―
取締役	―	加藤 元行	1954年１月13日	1974年４月 日本電気株式会社入社 1991年10月 シンクス株式会社入社 1997年４月 森山工業株式会社入社 1998年10月 ティー・オー・エム株式会社入社 2007年１月 当社入社 2022年４月 当社取締役就任(現任)	(注)２	(注)６	―
取締役	―	藤井　寿	1980年12月18日	2003年４月 新日本監査法人　入所 2010年11月 司法研修所　入所 2011年12月 公認会計士　登録（現任） 弁護士　登録（現任） 芝大門法律事務所　入所 2017年８月 リンクパートナーズ法律事務所入所（現任） 2019年７月 吉積ホールディングス株式会社監査役就任（現任） 2022年３月 シンクランド株式会社　監査役就任（現任） 2023年10月 株式会社ケアリッツ・テクノロジーズ監査役就任（現任） 2023年12月 株式会社Linc’well　取締役就任（現任） 2024年8月 当社社外取締役（就任予定）	(注)３	―	―
監査役	―	徳光　悠太	1988年５月13日	2010年２月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2012年７月 SCS国際会計事務所 入所 2014年８月 ㈱ディー・エヌ・エー 入社 2016年８月 徳光悠太公認会計士事務所設立、代表（現任） 2017年９月 当社社外監査役（現任） 2017年12月 ㈱Kids Smile Project 社外取締役 2018年３月 ㈱スペースマーケット 社外監査役 2018年４月 ㈱Kids Smile Holdings 社外取締役 2021年３月 ㈱スペースマーケット取締役 （現任） 2022年６月 ㈱Kids Smile Holdings 社外取締役就任（現任） 2023年６月 ㈱Kids Smile Project 社外監査役（現任）	(注)４	(注)６	―

監査役	―	国近　宜裕	1988年 ５月10日	2011年４月　野村信託銀行株式会社　入社 2014年７月　有限責任あずさ監査法人　入所 2014年８月　公認会計士登録 2018年12月　株式会社G&Sソリューションズ入社 （現任） 2019年11月　税理士法人G&Sソリューションズ 代表社員　就任（現任） 2023年１月　当社社外監査役就任（現任）	(注)４	(注)６	―
監査役	―	成田　宗一郎	1986年 ８月６日	2014年２月　有限責任あずさ監査法人入所 2017年９月　PwCあらた有限責任監査法人入所 2019年７月　みずほ証券株式会社に出向 2022年12月　株式会社Mintoに入社 2023年５月　Dely株式会社に入社 2023年12月　ナリタ公認会計士事務所設立、 代表（現任） 2024年２月　当社社外監査役就任(現任)	(注)５	(注)６	―
							887,900

（注）１．取締役の藤井寿氏は社外取締役、監査役の徳光悠太氏、国近宜裕氏及び成田宗一郎氏は社外監査役であります。

２．取締役の任期は、2023年９月13日開催の臨時株主総会の決議を受け、2023年９月13日から2025年４月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

３．取締役の任期は、2024年７月29日開催の定時株主総会の決議を受け、2024年８月１日から2026年４月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

４．監査役の任期は、2023年９月13日開催の臨時株主総会の決議を受け、2023年９月13日から2027年４月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

５．監査役の任期は、2024年２月28日開催の臨時株主総会の決議を受け、2024年２月28日から2027年４月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

６．2024年４月期における役員報酬の総額については、「６【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑤役員報酬」に記載のとおりであります。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。

このような認識に基づき、当社は、継続して法令遵守や経営の透明性確保など、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針です。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1) 取締役会

当社の取締役会は、本発行者情報公表日時点で、取締役４名（うち社外取締役１名）で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

2) 監査役会

当社は監査役会を設置しており、本発行者情報公表日時点で、社外監査役３名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。毎月の監査役会の開催と取締役会への出席を含め、会社業務及び会計の監査を実施するとともに、取締役会や代表取締役の業務執行を、適正性及び適法性の観点から監査しております。

3) 内部監査

当社の内部監査は、内部監査人を主管とし、担当者２名を配置して業務に関する監査を実施しております。また、内部監査人に対する内部監査は総務課が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果及び改善点につきましては、内部監査人から代表取締役に対し、報告書及び改善要望書を提出する体制をとっております。また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めております。

4) 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、芦澤宗孝氏、清水巧氏の２名であり、永和監査法人に所属しております。継続監査年数につきましては、全員７年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士３名、その他１名です。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

5) リスク・コンプラインス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンス体制の構築及び運用の強化を図るため、リスクの未然防止策、発生時の対処方法について協議・検討しております。リスク・コンプライアンス委員会は、原則として半期に１回及び必要に応じてその都度開催し、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について必要な事項を協議しております。（委員長：代表取締役社長、その他構成員：取締役２名、総務部長、内部監査人、社外監査役３名）

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

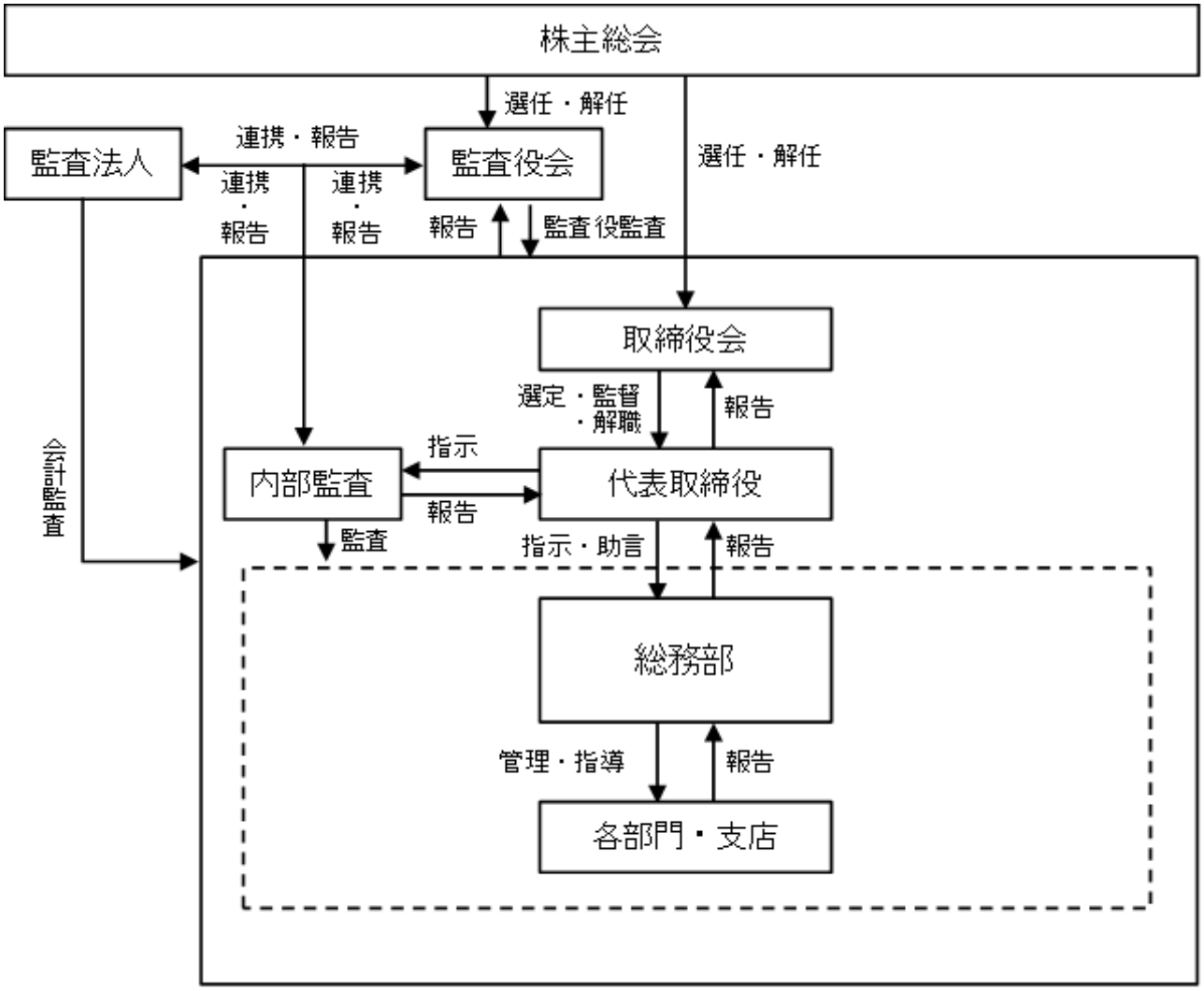

③　内部統制システムの整備の状況について

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)当社は、役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施いたします。

(b)取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。

(c)コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制を構築し運用します。

(d)内部監査として業務執行部門とは独立した内部監査人を設け、独立した業務監視体制をとります。

(e)リスク・コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役会に報告を行います。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)取締役の職務執行に係る情報については、各種規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。
また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(b)情報管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。

(c)個人情報につきましては「個人情報管理基本規程」に基づき、厳重に管理しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が全体のリスクコントロールを統括します。代表取締役社長は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、リスク・コンプライアンス委員会委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。

なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士、監査法人その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。

(b)当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。

5．当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

将来において当社に新たな子会社等が加わった際は、当社の各社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等)については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。

9．内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に確認・運用し、必要な是正を行います。

④　リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として総務部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤ 社外取締役との関係

当社は、社外から取締役として１名を選任しております。社外取締役の藤井寿氏は、弁護士及び公認会計士であり、豊富な専門的知見により、多方面から当社経営に対する監督機能を発揮いただけると判断し、選任しております。なお、当社と同氏の間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

⑥ 役員報酬

1）提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	31,200	31,200	－	－	－	3
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－	－
社外役員	4,350	4,350	－	－	－	3

（注）１．上記支給額の他、使用人兼務役員の使用人給与相当額（賞与を含む）として11,534千円を支給しております。

２．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しております。具体的な報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

⑦ 社外監査役との関係について

当社の社外監査役は３名です。なお、社外監査役は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。社外監査役の徳光悠太氏、国近宜裕氏及び成田宗一郎氏は、公認会計士であり、経営、会計・税務、法務面の高い知見により、多方面から当社経営に対する監督を行い、必要に応じて意見を述べております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は５名以内、監査役は５名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める

要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑬　社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑭　中間配当金の決定方法

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑮　株式の保有状況

１．投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、関係会社株式を除く保有株式について、純投資目的である投資株式とそれ以外の目的である投資株式に区分しております。純投資目的である投資株式とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する株式を指します。

２．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

３．保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	－	－	－	－
非上場株式以外の株式	3	28,949	3	23,579

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	－	－	－
非上場株式以外の株式	－	－	－

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
11,000	―

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案して検討し、決定しています。

第６ 【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当社の当事業年度（2023年５月１日から2024年４月30日まで）の財務諸表について、永和監査法人により監査を受けております。

３　連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第５条第２項により、当社では子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.2%
売上高基準	0.8%
利益基準	△0.1%
利益剰余金基準	△1.3%

４　財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に把握することができる体制を整備するため、監査法人等の主催するセミナーへの参加や、社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年４月30日)	当事業年度 (2024年４月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	412,344	469,627
売掛金	211,384	228,487
契約資産	―	832
仕掛品	1,596	607
原材料	159	216
前払費用	7,599	4,959
その他	5,042	5,364
流動資産合計	638,127	710,095
固定資産		
有形固定資産		
建物	※１、２　65,840	※１、２　60,152
機械及び装置	※１　10,205	※１　10,205
工具、器具及び備品	※１　8,522	※１　9,186
土地	2,360	―
船舶	1,707	―
減価償却累計額	△64,712	△59,628
有形固定資産合計	23,922	19,916
無形固定資産		
電話加入権	184	184
無形固定資産合計	184	184
投資その他の資産		
長期性預金	9,703	10,903
投資有価証券	23,579	28,949
関係会社株式	0	0
破産更生債権等	33,794	33,794
長期前払費用	2,224	1,162
繰延税金資産	89,557	103,618
敷金及び保証金	10,901	10,843
その他	20,605	23,818
貸倒引当金	△33,794	△33,794
投資その他の資産合計	156,571	179,296
固定資産合計	180,678	199,396
資産合計	818,805	909,491

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年４月30日）	当事業年度 （2024年４月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	102,026	100,572
1年内返済予定の長期借入金	※２ 44,499	※２ 38,268
未払費用	54,511	48,903
未払金	11,543	13,630
未払法人税等	24,954	15,011
未払消費税等	28,182	19,578
前受金	5,121	3,067
預り金	16,607	5,792
賞与引当金	64,795	70,660
流動負債合計	352,241	315,485
固定負債		
長期借入金	※２ 40,601	※２ 100,138
退職給付引当金	87,522	95,396
資産除去債務	31,556	31,995
固定負債合計	159,679	227,529
負債合計	511,920	543,015
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,000	25,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	281,537	337,616
利益剰余金合計	281,537	337,616
株主資本合計	306,537	362,616
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	347	3,860
評価・換算差額等合計	347	3,860
純資産合計	306,884	366,476
負債純資産合計	818,805	909,491

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年５月１日 至 2023年４月30日）	当事業年度 （自 2023年５月１日 至 2024年４月30日）
売上高	※１ 1,916,655	※１ 1,966,359
売上原価	1,593,491	※２ 1,651,251
売上総利益	323,164	315,107
販売費及び一般管理費	※３ 207,381	※３ 244,136
営業利益	115,782	70,971
営業外収益		
受取利息	3	4
受取配当金	153	217
助成金収入	4,840	5,039
その他	1,171	878
営業外収益合計	6,170	6,139
営業外費用		
支払利息	2,785	2,329
貸倒引当金繰入額	463	－
その他	－	134
営業外費用合計	3,249	2,463
経常利益	118,703	74,646
特別利益		
固定資産売却益	－	※５ 5,396
特別利益合計	－	5,396
特別損失		
固定資産除却損	－	※６ 715
減損損失	※４ 38,497	－
特別損失合計	38,497	715
税引前当期純利益	80,206	79,328
法人税、住民税及び事業税	48,388	39,167
法人税等調整額	△29,663	△15,918
法人税等合計	18,725	23,248
当期純利益	61,480	56,079

【売上原価明細書】

	前事業年度 （自 2022年５月１日 至 2023年４月30日）		当事業年度 （自 2023年５月１日 至 2024年４月30日）	
区分	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
Ⅰ 材料費	13,872	0.9	11,771	0.7
Ⅱ 労務費	933,746	58.6	975,879	60.4
Ⅲ 外注費	610,278	38.3	584,869	36.2
Ⅳ 経費	34,240	2.2	42,742	2.6
当期総製造費用	1,592,137	100.0	1,615,263	100.0
期首仕掛品棚卸高	2,950		1,596	
合計	1,595,087		1,616,859	
期末仕掛品棚卸高	1,596		607	
当期製品製造原価	1,593,491		1,616,251	
当期商品仕入高	－		35,000	
売上原価	1,593,491		1,651,251	

（原価計算の方法）
原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2022年５月１日　至　2023年４月30日)

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	25,000	220,056	220,056	245,056	254	254	245,311
当期変動額							
当期純利益		61,480	61,480	61,480			61,480
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					92	92	92
当期変動額合計	－	61,480	61,480	61,480	92	92	61,573
当期末残高	25,000	281,537	281,537	306,537	347	347	306,884

当事業年度(自　2023年５月１日　至　2024年４月30日)

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	25,000	281,537	281,537	306,537	347	347	306,884
当期変動額							
当期純利益		56,079	56,079	56,079			56,079
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					3,512	3,512	3,512
当期変動額合計	－	56,079	56,079	56,079	3,512	3,512	59,592
当期末残高	25,000	337,616	337,616	362,616	3,860	3,860	366,476

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年５月１日 至　2023年４月30日）	当事業年度 （自　2023年５月１日 至　2024年４月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	80,206	79,328
減価償却費	6,888	3,504
受取利息及び受取配当金	△157	△221
助成金収入	△4,840	△5,039
支払利息	2,785	2,329
固定資産売却益	－	△5,396
固定資産除却損	－	715
減損損失	38,497	－
売上債権の増減額（△は増加）	18,579	△17,103
前払費用の増減額（△は増加）	△1,098	2,640
仕入債務の増減額（△は減少）	△23,170	△1,454
未払金の増減額（△は減少）	△6,881	2,087
未払費用の増減額（△は減少）	1,014	△5,607
前受金の増減額（△は減少）	△3,928	△2,054
退職給付引当金の増減額（△は減少）	10,854	7,874
その他	9,522	△12,281
小計	128,270	49,321
利息及び配当金の受取額	157	221
助成金の受取額	4,840	5,039
利息の支払額	△2,785	△2,329
法人税等の支払額	△48,315	△49,103
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,167	3,148
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	－	1,561
定期預金の預入による支出	△3,500	△3,600
有形固定資産の売却による収入	－	7,756
有形固定資産の取得による支出	－	△1,858
敷金の差入による支出	△319	－
その他	△1,207	△3,870
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,027	△10
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の借入による収入	－	100,000
長期借入金の返済による支出	△49,236	△46,694
財務活動によるキャッシュ・フロー	△49,236	53,306
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	27,904	56,444
現金及び現金同等物の期首残高	355,688	383,593
現金及び現金同等物の期末残高	※　383,593	※　440,037

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

２．減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	15～20年
機械装置	４～17年
工具器具備品	４～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5．収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に顧客からの準委任契約によるデジタル人材を通じた業務提供サービスと受託開発契約に基づく受託開発業務、その他に区分されます。顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、履行義務充足後の概ね２か月以内に期日が到来することから、契約に重要な金融要素は含まれません。

【デジタル人材業務】

ソフトウェア開発現場やシステム運営開発現場における、ITエンジニアの技術力と労働サービスを提供することが履行義務であり、顧客との準委任契約に基づいて、契約期間にわたり労働時間の経過につれて履行義務が充足されるものと判断し、顧客との準委任契約に基づく月額の契約金額をもとに一定期間で収益を認識しております。

【受託開発業務】

受託開発（各種受注制作のソフトウエア開発）については、契約期間がごく短い契約については完了時に収益を認識することとし、それ以外で一定の期間にわたり充足される履行義務と判断されるものについては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

【その他】

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	89,557千円	103,618千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

（貸借対照表関係）

※１　圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年４月30日）	当事業年度 （2024年４月30日）
圧縮記帳額	172,170千円	172,170千円
（うち、建物）	148,081 〃	148,081 〃
（うち、機械及び装置）	18,252 〃	18,252 〃
（うち、工具、器具及び備品）	5,836 〃	5,836 〃

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年４月30日）	当事業年度 （2024年４月30日）
建物	0千円	0千円
計	0千円	0千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年４月30日）	当事業年度 （2024年４月30日）
1年内返済予定の長期借入金	18,756千円	6,204千円
長期借入金	6,204 〃	－ 〃
計	24,960千円	6,204千円

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 （自　2022年５月１日 至　2023年４月30日）	当事業年度 （自　2023年５月１日 至　2024年４月30日）
	－ 千円	34,882 千円

※３　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6％、当事業年度7％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度94％、当事業年度93％であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年５月１日 至　2023年４月30日）	当事業年度 （自　2023年５月１日 至　2024年４月30日）
給料手当	56,151千円	64,609千円
役員報酬	33,600 〃	35,550 〃
支払報酬	16,767 〃	27,450 〃
地代家賃	25,004 〃	23,683 〃
賞与引当金繰入額	3,891 〃	5,129 〃
減価償却費	1,935 〃	1,866 〃

※４　減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自　2022年５月１日　至　2023年４月30日）

地域	用途	種類
福島県	ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ	建物(33,823千円)、機械及び装置(2,981千円)、借地権(1,420千円)、長期前払費用(272千円)

当社は原則として、事業用資産については事業部門を基準としてグルーピングを行っております。

当社はこれまで福島県双葉郡に「ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ」を設け、全国のクライアントからのデジタルデータ処理・分析・入力・コンテンツ作成業務を受注し提供しておりました。当事業年度において、足元の事業環境の変化を踏まえて保守的に将来の収益見込みを見直した結果、当該資産グループの回収可能価額は使用価値を零と判断し、減損損失（38,497千円）として特別損失に計上しました。

当事業年度（自　2023年５月１日　至　2024年４月30日）

該当事項はありません。

※５　固定資産売却益

固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年５月１日 至　2023年４月30日）	当事業年度 （自　2023年５月１日 至　2024年４月30日）
土地	―千円	5,396 千円

※６　固定資産除却損

固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年５月１日 至　2023年４月30日）	当事業年度 （自　2023年５月１日 至　2024年４月30日）
船舶	―千円	715 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年５月１日　至　2023年４月30日）

１　発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	500	－	－	500
合計	500	－	－	500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年５月１日　至　2024年４月30日）

１　発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	500	999,500	－	1,000,000
合計	500	999,500	－	1,000,000

（注）当社は、2023年９月８日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年９月30日付で株式１株につき2,000株の株式分割を行っており、当事業年度の増加株式数は当該株式分割による増加であります。

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2022年５月１日 至 2023年４月30日）	当事業年度 （自 2023年５月１日 至 2024年４月30日）
現金及び預金勘定	412,344千円	469,627千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△31,765	△32,604
その他（預け金）	3,014 〃	3,014 〃
現金及び現金同等物	383,593千円	440,037千円

（金融商品関係）

前事業年度(自　2022年５月１日　至　2023年４月30日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金については、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）売掛金	211,384	211,384	―
（２）投資有価証券			
その他有価証券	23,579	23,579	―
資産計	234,963	234,963	―
（１）買掛金	102,026	102,026	―
（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）	85,100	84,672	△427
負債計	187,126	186,699	△427

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
現金及び預金	412,344	－	－	－	－	－
売掛金	211,384	－	－	－	－	－
長期性預金	－	9,703	－	－	－	－
合計	623,728	9,703	－	－	－	－

２．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	44,499	17,928	11,724	6,724	4,225	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	23,579	－	－	23,579
資産計	23,579	－	－	23,579

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	84,672	－	84,672
負債計	－	84,672	－	84,672

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度(自　2023年５月１日　至　2024年４月30日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金については、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、および預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）投資有価証券 その他有価証券	28,949	28,949	－
資産計	28,949	28,949	－
（1）長期借入金 （1年以内返済予定を含む）	138,406	138,373	△33
負債計	138,406	138,373	△33

（注）1．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
現金及び預金	469,627	－	－	－	－	－
売掛金	228,487	－	－	－	－	－
長期性預金	－	10,903	－	－	－	－
合計	698,114	10,903	－	－	－	－

2．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	38,268	32,064	26,564	24,565	16,945	－

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	28,949	―	―	28,949
資産計	28,949	―	―	28,949

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	―	138,373	―	138,373
負債計	―	138,373	―	138,373

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（自　2022年５月１日　至　2023年４月30日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得価額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,713	1,003	8,710
	小計	9,713	1,003	8,710
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,865	22,044	△ 8,178
	小計	13,865	22,044	△ 8,178
合計		23,579	23,048	532

その他有価証券

当事業年度（自　2023年５月１日　至　2024年４月30日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得価額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,674	13,119	7,445
	小計	5,674	13,119	7,445
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17,373	15,830	△1,543
	小計	17,373	15,830	△1,543
合計		28,949	23,048	5,901

（退職給付関係）

前事業年度（自　2022年５月１日　至　2023年４月30日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。当社は簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	76,668千円
退職給付費用	11,538 〃
退職給付の支払額	△684 〃
退職給付引当金の期末残高	87,522 〃

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	87,522千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	87,522 〃
退職給付引当金	87,522 〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	87,522 〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　11,538千円

当事業年度（自　2023年５月１日　至　2024年４月30日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。当社は簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	87,522千円
退職給付費用	9,381 〃
退職給付の支払額	△1,506 〃
退職給付引当金の期末残高	95,396 〃

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	95,396千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	95,396 〃
退職給付引当金	95,396 〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	95,396 〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　9,381千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2023年４月30日）	当事業年度 （2024年４月30日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	30,273千円	32,997千円
賞与引当金	22,412 〃	24,441〃
貸倒引当金	11,689 〃	11,689 〃
資産除去債務	10,915 〃	11,067〃
未払事業税	1,899 〃	1,940〃
減価償却費	2,089 〃	2,328〃
減損損失	10,786 〃	10,347〃
棚卸資産評価損	－ 〃	12,065 〃
その他	6,966 〃	5,686〃
繰延税金資産小計	96,884千円	112,565千円
評価性引当額	△5,013 〃	△5,013〃
繰延税金資産合計	91,871千円	107,552千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△2,129千円	△1,891千円
その他有価証券評価差額金	△183 〃	△2,041〃
繰延税金負債合計	△2,313千円	△3,933千円
繰延税金資産純額	89,557千円	103,618千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2023年４月30日）	当事業年度 （2024年４月30日）
法定実効税率	34.6 %	34.6 %
（調整）		
中小法人軽減税率等	△0.9 %	△9.1 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3 %	3.7 %
評価性引当額の増減	△14.1 %	－ %
住民税均等割等	1.6 %	1.5 %
その他	△0.1 %	△1.4 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.3 %	29.3 %

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主にふくしまデジタル・コンテンツ・センタの土地賃借契約に係る原状回復義務、オフィス等の賃貸借契約に係る原状回復義務です。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に使用見込期間を取得から15年～20年と見積り、割引率は1.11％～1.53％を用いて資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自 2022年５月１日 至 2023年４月30日）	当事業年度 （自 2023年５月１日 至 2024年４月30日）
期首残高	31,124千円	31,556千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－ 〃	－〃
時の経過による調整額	431 〃	438〃
期末残高	31,556千円	31,995千円

（収益認識関係）

前事業年度（自　2022年５月１日　至　2023年４月30日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

サービスカテゴリー別	前事業年度 （自　2022年５月１日 至　2023年４月30日）
SIサービス	1,847,969千円
デジタルコンテンツサービス	41,329
その他	27,357
顧客との契約から生じる収益	1,916,655
外部顧客への売上高	1,916,655

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（重要な会計方針）5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年４月30日）
契約負債（期首残高）	9,049
契約負債（期末残高）	5,121

（注）1.顧客との契約から生じた契約負債は、貸借対照表上「前受金」に含まれております。
2.契約負債は、SIサービスやデジタルコンテンツサービス等の提供に係る前受代金相当額であります。契約負債は収益の認識に伴い、取り崩されます。
3.当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は4,767千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が１年を超える重要な契約がない

ため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自　2023年５月１日　至　2024年４月30日)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

サービスカテゴリー別	当事業年度 （自　2023年５月１日 至　2024年４月30日）
SIサービス	1,919,088千円
デジタルコンテンツサービス	22,343
その他	24,927
顧客との契約から生じる収益	1,966,359
外部顧客への売上高	1,966,359

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（重要な会計方針）5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度 (2024年４月30日)
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	832
契約負債（期首残高）	5,121
契約負債（期末残高）	3,067

（注）1.契約資産は、システム改修契約について期末日時点で完了しているが未請求の対価に対す当社の権利に関するものであります、契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定めれた支払条件に従って請求し、受領しております。

2.顧客との契約から生じた契約負債は、貸借対照表上「前受金」に含まれております。

3.契約負債は、SIサービスやデジタルコンテンツサービス等の提供に係る前受代金相当額であります。契約負債は収益の認識に伴い、取り崩されます。

4.当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は2,986千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自　2022年５月１日　至　2023年４月30日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ株式会社	708,926	情報ソリューション事業
日本電気株式会社	280,923	情報ソリューション事業

当事業年度(自　2023年５月１日　至　2024年４月30日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ株式会社	734,061	情報ソリューション事業
日本電気株式会社	299,622	情報ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自　2022年５月１日　至　2023年４月30日)

当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自　2023年５月１日　至　2024年４月30日)
　該当事項はありません

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度(自　2022年５月１日　至　2023年４月30日)
　該当事項はありません。

当事業年度(自　2023年５月１日　至　2024年４月30日)
　該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度(自　2022年５月１日　至　2023年４月30日)
　該当事項はありません。

当事業年度(自　2023年５月１日　至　2024年４月30日)
　該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自　2022年５月１日　至　2023年４月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	下茂奉文	－	－	当社代表取締役	(被所有)直接88.8	債務被保証	借入契約の債務被保証(注)１	85,100	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)１．銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は、期末借入金残高を記載しております。

当事業年度(自　2023年５月１日　至　2024年４月30日)

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

	前事業年度(自 2022年５月１日 至 2023年４月30日)	当事業年度(自 2023年５月１日 至 2024年４月30日)
１株当たり純資産額	306.88円	366.47円
１株当たり当期純利益	61.48円	56.07円

(注)１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。

２．当社は、2023年９月８日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年９月30日付で株式１株につき2,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度(自2022年５月１日 至2023年４月30日)	当事業年度(自2023年５月１日 至2024年４月30日)
当期純利益(千円)	61,480	56,079
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	61,480	56,079
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000

（重要な後発事象）

（第１回新株予約権（税制適格ストックオプション）の発行）

当社は、2024年７月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権（税制適格ストック・オプション）として下記の内容の新株予約権の募集を行うことを決議いたしました。

新株予約権の割当日	2024年８月13日
新株予約権の数	516個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	51,600株
新株予約権の行使時の払込金額	（注）１
新株予約権の行使期間	自　2026年７月30日 至　2034年７月29日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	①　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。 ②　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者	当社取締役(社外取締役を除く。)２名　６個 当社従業員　170名 510個

（注）１．新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）におけるTOKYO PRO Marketの当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額} = \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

２．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③ 新株予約権の行使は、行使時において当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場していることを条件とする。

④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	ソフトバンクグループ株式会社	2,000	15,830
		Amazon.com,Inc.	260	7,139
		株式会社ケアネット	10,400	5,980
		その他	100	0
計			12,760	28,949

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
建物	65,840	－	5,687	60,152	41,862	1,834	18,290
機械及び装置	10,205	－	－	10,205	10,205	－	－
工具、器具及び備品	8,522	1,858	－	10,380	8,754	1,670	1,626
土地	2,360	－	2,360	－	－	－	－
船舶	1,707	－	1,707	－	－	－	－
有形固定資産合計	88,635	1,858	9,755	80,738	60,821	3,504	19,916
電話加入権	184	－	－	184	－	－	184
無形固定資産合計	184	－	－	184	－	－	184
長期前払費用	2,224	1,548	2,611	1,162	－	－	1,162

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	44,499	38,268	1.28	―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	40,601	100,138	1.23	2025年～2029年
合計	85,100	138,406	―	―

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内 （千円）	２年超３年以内 （千円）	３年超４年以内 （千円）	４年超５年以内 （千円）
長期借入金	32,064	26,564	24,565	16,945

【引当金明細表】

科目	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	33,794	―	―	―	33,794
賞与引当金	64,795	70,660	64,795	―	70,660

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表規則第８条の28第１項に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	248
預金	
普通預金	436,774
定期預金	32,604
計	469,379
合計	469,627

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
NECソリューションイノベータ株式会社	68,156
日本電気株式会社	34,267
コムシス情報システム株式会社	21,718
株式会社NTTデータ・アイ	9,224
株式会社シグマイン	8,745
その他	86,374
合計	228,487

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
211,384	2,162,949	2,145,846	228,487	90.38	37.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 原材料

品名	金額(千円)
飲料・食材他	216
合計	216

④　仕掛品

品名	金額(千円)
受託開発仕掛品	607
合計	607

⑤　繰延税金資産　繰延税金資産は103,618千円であり、その内容については、「（税効果会計関係）」に記載しております。

⑥　買掛金

相手先	金額(千円)
リンクライド株式会社	11,894
オリエンタル情報システム株式会社	7,593
株式会社アクセラゲート	3,813
株式会社クオリア・グローバル・エージェンシー	3,162
株式会社トリニティカーブ	2,882
その他	71,225
合計	100,572

⑦　未払金

相手先	金額(千円)
American Express International, Inc.	6,119
極楽寺	1,074
従業員等経費立替分	1,041
妙昌寺	752
中央建物株式会社	707
その他	3,936
合計	13,630

⑧　未払費用

品目	金額(千円)
締日後給与	37,295
社会保険料	11,607
合計	48,903

⑨　退職給付引当金

区分	金額(千円)
退職給付債務	95,396
合計	95,396

(3)　【その他】

該当事項はありません。

第７　【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８　【発行者の株式事務の概要】

事業年度	５月１日から翌年４月30日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年４月30日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日、毎年４月30日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載のURLは、次のとおりです。 https://www.mdb.co.jp
株主に対する特典	―

(注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024 年 7 月 29 日

エム・デー・ビー株式会社
　取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　芦 澤 宗 孝
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　清 水　巧

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエム・デー・ビー株式会社の 2023 年５月１日から 2024 年４月 30 日までの第 34 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エム・デー・ビー株式会社の 2024 年４月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務

諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。